情報提供

那医発第468号
令和8年10月7日

施設長　各位

那覇市医師会
会　　長　玉井　修
副 会 長　宮城 政剛

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和８年８月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊／電話 ０９８－８６８－７５７９）

記

沖医発第１０４４号
令和　８年１０月　５日

地区医師会担当理事　殿

沖縄県医師会
副会長　平安　明

令和８年８月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。
本件は、令和８年８月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間についての通知となっております。
令和８年８月千葉豪雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いにつきましては、令和８年８月21日付け沖医発第810号「令和８年８月13日からの大雨に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書の提示等について」にて、ご連絡申し上げているところであります。
令和８年８月千葉豪雨による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間につきましては、令和８年９月30日までの間は通知に定める取扱いとすることとされておりましたが、このたび、その期間を令和８年10月１日以降も当面の間、通知に定める取扱いとする旨、厚生労働省保険局医療課より通知されております。
つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 令和８年８月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について
（令和８年９月30日（日医発第1286号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1286号（保険）
令和８年９月30日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　和　彦
（公印省略）

令和８年８月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

令和８年８月千葉豪雨による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いにつきましては、令和８年８月14日付け日医発第938号（保険）「令和８年８月13日からの大雨に伴う災害の被災者に係るマイナ保険証又は資格確認書の提示等について」にて、ご連絡申し上げているところであります。

令和８年８月千葉豪雨による被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間につきましては、令和８年９月30日までの間は通知に定める取扱いとすることとされておりましたが、今般、その期間を令和８年10月１日以降も当面の間、通知に定める取り扱いとする旨、厚生労働省保険局医療課より通知されましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

＜添付資料＞
・令和８年８月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について
（令8.9.29　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）

事　務　連　絡
令和８年９月 29 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
　国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
　後期高齢者医療主管課(部)
御中

厚生労働省保険局医療課

令和８年８月千葉豪雨の被災に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について

令和８年８月千葉豪雨による被災に伴う保険診療関係等の特例措置については、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」(令和８年３月 31 日付け保医発 0331 第２号保険局医療課長通知) により、令和８年９月 30 日までの間は、当該通知に定める取扱いが適用されているところ。

今般、令和８年 10 月１日以降も当面の間、当該通知に定める取扱いを継続することとしたので、ご了知いただくとともに、関係団体への周知を図られたい。